

平成21年 4月17日現在

研究種目： 特定領域研究
 研究期間： 2003～2008
 課題番号： 15084207
 研究課題名（和文） 市民の訴訟利用と和解成立要因
 研究課題名（英文） Civil Litigation Behavior and Settlement in Court
 研究代表者
 守屋 明 (MORIYA AKIRA)
 関西学院大学・法学部・教授
 研究者番号： 30127592

研究成果の概要：本研究は、特定領域研究「民事紛争全国調査」の一部を担当した訴訟行動調査（C班）の中で、特に「訴訟上の和解」の成立要因について実証的および理論的研究を行ったものである。本研究の結果、紛争当事者の訴訟選択や「訴訟上の和解」の選択の理由およびその評価、代理人弁護士の紛争評価と当事者に対する影響、弁護士と当事者の訴訟期待等にもみられるズレ、更には一般人の訴訟イメージと当事者の訴訟期待とのギャップなどについて、実証的データが得られた。

交付額

(金額単位：円)

| | 直接経費 | 間接経費 | 合計 |
|--------|------------|------|------------|
| 2003年度 | 1,400,000円 | 0円 | 1,400,000円 |
| 2004年度 | 1,500,000円 | 0円 | 1,500,000円 |
| 2005年度 | 900,000円 | 0円 | 900,000円 |
| 2006年度 | 1,600,000円 | 0円 | 1,600,000円 |
| 2007年度 | 700,000円 | 0円 | 700,000円 |
| 2008年度 | 700,000円 | 0円 | 700,000円 |
| 総計 | 6,800,000円 | 0円 | 6,800,000円 |

研究分野：社会科学

科研費の分科・細目：法学・基礎法学

キーワード：基礎法学、紛争処理、裁判、訴訟上の和解、訴訟代理、弁護士、本人訴訟、訴訟コスト

1. 研究開始当初の背景

(1) 「訴訟上の和解」の評価については、一方で判決による権利義務確定を主とすべき裁判手続の中の例外的手続とみるか、それともこれは当事者が自ら結果を選び取るものであるため、むしろ私的自治を原則とする司法の中心に位置すべき手続とみるかについて基本的対立がみられた。しかしながら、このような対立は、裁判の社会的機能や司法システムにおける市民の役割等についての理念的対立という側面が強く、実際の市民およ

び法律家の抱く裁判利用への期待や、現実の訴訟利用行動に基づいて実証的に分析・検討されてきたとは言い難かった。

(2) また、司法制度改革の議論の中で、裁判外紛争処理への関心もまた飛躍的に高まってきたにも拘わらず、どのような紛争ないし当事者について裁判外手続を提供・拡充すべきか、逆にどのような紛争ないし当事者について裁判利用を促進すべきかについても実証的な根拠が欠けていたために、裁判進行中に実施される裁判外手続である「訴訟上の和解」についてはとりわけ、裁判の正当性と和

解の当事者性を合わせた理想的手続として評価することも、逆に裁判の権威性と和解の非定型性を併せ持つ、問題をはらむ手続とみなすことも可能なアンヴィバレントな状況にあった。

(3) 我が国において、「訴訟上の和解」の意義づけが曖昧であるにも拘わらず、実務的には和解がより多用される傾向が窺われるため、「訴訟上の和解」の適合性を評価し、裁判外手続を含む我が国の司法システムの機能を高めると共に効率化させるような、統合的な理論枠組が必要とされていた。

2. 研究の目的

本研究は、特定領域研究「法化社会における紛争処理と民事司法」の一部として全国規模で市民の紛争行動を実証的に調査・分析することにより、以下の研究を行うことを目的とする。

(1) 市民の紛争認知から裁判外手続の探索・利用、弁護士・裁判所へのアクセス、判決および和解の決定に至るまでの紛争行動を実証的データを獲得しながら分析することにより、「訴訟上の和解」を紛争行動全体の中に実証的に位置づけ、裁判外での紛争処理と訴訟上の和解との異同を確認すること。

(2) 訴訟行動全般に対する訴訟記録調査および当事者・代理人弁護士調査を通じて、当事者や代理人が裁判および和解をどのように選び取っているか、また裁判や和解に対してどのような事前の期待を抱き、またどのように事後的に評価しているかを分析し、「訴訟上の和解」の意義を当事者と法律家との相互作用という側面において確認すること。

(3) 上記の研究を通じて、裁判への紛争のくみ上げと同時に、現在裁判に持ち込まれている紛争の裁判外手続への誘導についての指針を獲得し、継続的な司法制度改革のための手がかりを得ること。

3. 研究の方法

(1) 特定領域研究のC班（訴訟行動調査班）全員で、全国の地方裁判所（本庁）から都道府県別の1年間の訴訟件数に按分してデータを抽出し、当事者データや事件の種別、裁判経過、終了形態などの事件の概要を訴訟記録に基づき転記した上で、データベース化する。

(2) 訴訟記録に表れた訴訟当事者および代理

人弁護士に対して、訴訟動機や当事者の訴訟期待、裁判所評価、和解選択の理由などに関するアンケート調査を実施し、データベース化する。調査票作成後の調査の実施については、訴訟当事者調査および代理人弁護士調査については調査専門会社に依頼して留め置き法および郵送法により実施する。

(3) 訴訟当事者の回答を一般人と比較するため、訴訟当事者調査に対応するアンケート調査を一般人に対して実施し、データベース化する。調査の実施は調査専門会社に依頼し、インターネットを利用して行う。

(4) 上記調査において入手したデータを相互に関連づけながら分析すると共に、裁判官や弁護士など法実務家の意見を聴取する。研究成果は、特定領域研究の全体研究会や、C班の研究会、更に学会や国際研究集会等において報告し、意見交換を図る。特定領域研究全体として、研究成果を数冊の本にとりまとめて出版する。

4. 研究成果

(1) 研究成果の概要

① 最高裁判所事務総局の協力の下で実施した訴訟記録調査においては、全国の地方裁判所本庁に保管されている2004年度終結事件1,132件をランダム抽出して調査し、当事者の属性を含めてデータ化した。この調査により、従来の司法統計では明らかにされていなかった事件類型ごとの終結結果や、多数当事者の場合の終結の多様性、判決や和解の具体的内容などの情報が得られた。これらは、次の当事者に対するアンケート調査の結果と結合され、その結果として訴訟行動を更に詳細に検討することが可能となった。

② 1,132件の事件記録において確認された訴訟当事者に対して、留め置き法によるアンケート調査を実施し、533名から回答を得た。その回答から、弁護士へのアクセスの難易、訴訟利用の動機、和解選択の動機、裁判の評価など、これまで部分的にしか明らかにならなかった多様なデータが得られた。これらを当事者の性別や収入、学歴などの諸要因と併せて分析することにより、裁判利用者の実像を浮かび上がらせることができた。また、原告か被告か、また代理人付きか否かによって、当事者の訴訟期待や裁判評価に様々な違いがあることも分かった。

③ 上記訴訟の代理人となった弁護士を対象として、代理人からみた当事者の訴訟行動と、

代理人としての役割認識、代理人からみた裁判手続や裁判所等について、郵送法によるアンケート調査を行い、回答結果をデータベース化した。代理人弁護士の回答にみられる裁判評価や和解選択の評価などについては、当事者の回答と重なり合うところもあるが、両者が大きくずれているところもあり、そのギャップをいかに埋めていくかということが法政策的課題となることが確認できた。

④ 一般人 1,000 名を対象とするインターネット調査を行い、これを当事者調査における回答と比較検討した。一般人調査の結果は、一方では「日本人の法意識」と呼ばれてきた日本人の訴訟回避傾向などを検討するに際して、それ自体が実証的データを提供するものであるが、同時に訴訟当事者と一般人との違いを図るための基準を提供するものでもある。一般人データと比較することにより、訴訟の当事者にみられる全体としての特殊性が明らかになると共に、更に訴訟当事者の中でも被告・原告別、代理人付き・代理人無しの別による違いをみることにより、それぞれのカテゴリーの特性がより明確となった。

(2) 「訴訟上の和解」の分析

① 紛争類型により、当該事件が和解で終わるか判決まで行くかの蓋然性に違いが見られた。訴訟記録調査および当事者調査の結果、和解になりやすい紛争類型と判決で終わりやすい紛争類型とを確認することができた。また、これを市民の紛争行動全般に位置づけることにより、訴訟化しやすい紛争類型と和解選択との関連を確認することができた。

② 訴訟が判決で終わるか和解で終わるかは、部分的には当事者がそもそも裁判に何を期待していたかにもよる。当事者の当初の裁判期待と和解選択との関連性を検討することにより、例えば裁判に対して「白黒をはっきりさせること」を期待している場合に相対的に判決で終結する傾向がみられることなど、当事者の裁判期待と裁判結果との関係がある程度まで明らかにすることができた。

③ 当事者の和解選択には、裁判官による和解勧誘や弁護士の勧めなど、法律専門家の意見やアドバイスなどが影響している。当事者が和解を選択するに際して何を考慮したのかを分析することにより、当事者の和解選択の要因を取り出すことができた。すなわち、当事者による和解選択は、裁判の結果を見通しながら行われる合理的選択という側面と、様々な経済的・心理的コストを要する訴訟を早期に終結させようとして選択されるという側面、更に家族・近隣や職場での人間関係

を意識して選択されるという側面が重なり合っていること、またその各要因の影響は当事者類型によって異なっているため、その違いを明確化することが、今後の「訴訟上の和解」の適正なる活用のために指針を与えることなどが確認できた。

④ 代理人弁護士に対するアンケート調査の結果、弁護士は当該事件の受任に際して社会的使命感を感じている場合に、そうでない場合よりも和解を選択する傾向が見られること、逆に事務所内の割り当てのような場合には判決で終わる傾向があることが分かった。また、弁護士は、勝訴が確実であれば判決を求めるが、少しでも敗訴の可能性があれば和解を志向している可能性が確認できた。従って、弁護士の回答からは、当該事件の当事者に同情すべき点があり、また同時に勝訴の見込みが高くても確実でなければ、判決よりも和解が選択される可能性が高くなることになる。

⑤ 裁判官もまたほとんどの事件について和解を勧誘しているが、これは特に弁護士付きの場合の弁護士に対して効果的であり、当事者自身は必ずしもそのような裁判官の和解勧誘の強弱を的確に認識していないことが分かった。従って、代理人付きの事件については、裁判官と代理人弁護士との相互作用として和解が成立し、その結果として当事者の和解評価が低くなっている可能性が推測される。他方で、本人訴訟の場合には、弁護士の仲介による和解への誘導がないため、裁判官の和解勧誘が直接に当事者によって後見的配慮として歓迎されるか、あるいは端的に拒否される可能性が推測された。

⑥ 訴訟行動調査および和解行動の分析から、当事者の訴訟開始時の裁判への期待と和解選択時における和解の受容との間の適合性を増すために、裁判の過程で当事者の裁判期待を調整し、判決志向の強い当事者の裁判期待を結果志向へと変容させ、和解を合目的的に受容させることが、裁判利用者の裁判への評価を高める一つの方法であることが分かった。他方で、裁判回避傾向が強いといわれる我が国においては、少なくとも部分的には、人間関係や経済的・心理的コストなどの消極的理由のために、判決ではなく和解が選択されている可能性があるため、これらの要因による影響を軽減することが当事者による主体的和解選択のために重要であることが確認できた。

5. 主な発表論文等

(研究代表者、研究分担者及び連携研究者に

は下線)

[雑誌論文] (計 7 件)

- ① Moriya, A., “Factors Contributing to In-court Settlement in Japan,” *Meijo Law Review*, Vol.58, No.3, pp.114-135, 2009, 査読無.
- ② 守屋明 「訴訟上の和解の成立要因：再考—当事者の判決志向と弁護士の和解志向とのズレ—」文部科学省科学研究費特定領域研究「法化社会における紛争処理と民事司法」ワーキングペーパー第5集(2009) 169-185頁、査読無.
- ③ 守屋明 「『代理人付被告』の意識と行動」文部科学省科学研究費特定領域研究「法化社会における紛争処理と民事司法」ワーキングペーパー第5集(2009) 90-168頁、査読無.
- ④ 守屋明 「調停の理念と技術」『仲裁とADR』第3巻(2008) 1-9頁、査読無.
- ⑤ 守屋明 「『訴訟上の和解』の成立要因—訴訟当事者の訴訟関心・和解関心の分析から—」文部科学省科学研究費特定領域研究「法化社会における紛争処理と民事司法」ワーキングペーパー第3集(2008) 190-223頁、査読無.
- ⑥ 守屋明 「行政と連携すべきリーガル・サービス」『法学セミナー』636号(2007) 32-36頁、査読無.
- ⑦ 守屋明 「多元化する紛争処理システムにおける権利の生成について」田中成明編『現代法の展望—自己決定の諸相—』(有斐閣、2004) 213-252頁、査読無.

[学会発表] (計 3 件)

- ① 守屋明 「訴訟利用の目的と和解の選択—和解選択における当事者と弁護士—」日本法社会学会、2008年5月10日(神戸大学).
- ② 守屋明 「訴訟利用と和解選択」国際シンポジウム『法化社会における紛争処理と民事司法』2008年3月2日(明治大学).
- ③ 田中成明、出井直樹、笠井正俊、田中圭子、守屋明 「ADR法の評価と課題」仲裁ADR法学会 2005年7月2日(明治大学).

6. 研究組織

(1) 研究代表者

守屋 明 (MORIYA AKIRA)
関西学院大学・法学部・教授
研究者番号：30127592

(2) 研究分担者

なし

(3) 連携研究者

なし